

泉大津市都市政策部土木課所管
公共用地境界確定事務取扱要綱

泉 大 津 市 都 市 政 策 部
土 木 課

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市認定道路、泉大津市が管理する法定外公共物及び都市政策部土木課所管市有地（以下「公共用地」という。）の境界確定事務に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「境界確定」とは、公共用地とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界の全部（特別な理由のある場合は一部）について、市と申請地所有者（以下「土地所有者」という。）、申請地の相隣地所有者及び必要に応じて申請地の対側地所有者その他利害関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

(申請)

第3条 境界確定は、原則として土地所有者が、市長に公共用地境界確定申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）を提出してこれを行う。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

(添付書類)

第4条 前条の申請に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請地の全部事項証明書
- (2) 申請地に至る位置図
- (3) 申請地及び周囲の法務局備付地図、土地沿革調書及び地積測量図
- (4) 申請地の現況実測平面図（縮尺 1/250 以上）、横断面図（縮尺 1/100 以上）
- (5) 土地所有者が個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書
- (6) 全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続がなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続関係説明図及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑登録証明書及び住所を証する書面
- (7) 全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所の沿革が証明できる資料
- (8) 委任状（土地所有者と申請者が異なる場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(境界確定事務の代行)

第5条 土地所有者は、境界確定に係る事務を土地家屋調査士、測量士、測量士補、行政書士（大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。）に代行させることができる。この場合、土地所有

者は代行者に行わせる事務を記載した委任状（様式 2 号又は様式 3 号）を申請書に添付しなければならない。

（審査及び受理）

第 6 条 市長は、申請書が提出されたときは、遅滞なく書類を審査し要件を満たしている場合には、これを受理する。要件を満たしていないものについては、土地所有者又は代行者が補正を行い、要件を満たした場合にこれを受理する。

（受理できない申請書）

第 7 条 土木課所管であることが判明しない公共用地等、申請地が所有権確認、境界確定等の係争中の土地、不動産登記法第 14 条第 1 項による地図の確定した区域及び法務局備付地図と現況が相違している土地については、原則として申請書を受理しないものとする。

（境界確定等の通知及び手数料）

第 8 条 市長は、代行者との協議結果について、書面をもって通知しなければならない。

2 土地所有者又は代行者は、公共用地境界明示指令書を受領するときは、手数料を納めなければならない。

3 土地所有者又は代行者は、公共用地境界明示指令書を受領した時は、直ちに市長に対し、受領書（様式 4 号）を提出しなければならない。

（返戻）

第 9 条 境界協議が不調に至った場合には、市長は申請書を返戻するものとする。

（現地立会）

第 10 条 市長又は市職員は、土地所有者、相隣地所有者及び必要に応じ対側地所有者その他利害関係者は資料等に基づき、現地で境界を協議しなければならない。

なお、立会日当日に欠席した相隣地所有者及び対側地所有者その他利害関係者については、後日に現地で境界を確認した旨を記載した立会証明書（様式 5 号）を市に提出するものとする。

（身分証明書）

第 11 条 市長又は市職員は、他人の土地に立ち入るときは、身分証明書を携行し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（境界確定図の作成）

第 12 条 土地所有者又は代行者は、現地立会等の後、境界を明確にするために境界確定図を作成しなければならない。

(関係者の承諾)

第13条 土地所有者又は代行者は、前条の境界確定図面上に土地所有者の住所及び氏名を記入し押印した後、原則として相隣地所有者、対側地所有者及び利害関係者に対し住所、氏名の署名を求めるものとする。

(境界標の設置及び写真の提出)

第14条 土地所有者又は代行者は、現地立会の結果、関係者の承諾が得られた場合は、現地において境界標を設置し、境界標の写真を市長に提出しなければならない。

(謄本（抄本）の再交付申請)

第15条 既に境界が確定している申請地の土地所有者は、市長に申請書を提出して当該境界の確定図の写しの再交付申請をすることができる。

ただし、地籍調査（一筆地調査）の実施区域については、原則として申請を受け付けない。

(添付書類)

第16条 前条の申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請地の全部事項証明書
- (2) 申請地及び周囲の法務局備付地図及び地積測量図
- (3) 土地所有者が個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は代表者の資格を証する書面及び印鑑登録証明書
- (4) 全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手續がなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続関係説明図及び遺産分割協議書並びに相続人の印鑑登録証明書及び住所を証する書面
- (5) 全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所の沿革が証明できる資料
- (6) 委任状（土地所有者と申請者が異なる場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(解約の申出)

第17条 既に確定した境界線を現地において復元することが困難と認められる場合、又はその他特別な理由がある場合には、当該土地所有者は市長に公共用地境界明示解約申請書（様式6号）を提出し、既に確定した公共用地境界明示指令書を解約し、新規申請を行うことができる。

(地籍調査事業の成果を利用した境界証明書の交付)

第18条 この規定における地籍調査事業の成果とは、国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知「都市再生地籍調査事業実施要領」(平成14年4月1日付け国土国第638号)に規定される、官民境界等先行調査の実施方法による調査で得られた成果及び国土調査法第21条の2第5項、第6項に規定される認証を受けた街区境界調査で得られた成果をいう。

- 2 境界証明書の交付を受けようとする申請地の土地所有者は、市長に申請書を提出して、当該境界の証明書の交付を申請することができる。
- 3 前項の申請があった場合は、その内容を審査し、内容が適当と認められた場合には、境界証明書を交付するものとする。
- 4 境界証明書が発行できる申請地は、地籍調査事業で境界確認の承諾を得られている土地とする。承諾を得られていない申請地に関しては、原則、通常の公共用地境界確定申請にて処理するものとする。

(添付書類)

第19条 前条の申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 申請地の全部事項証明書
- (2) 申請地及び周囲の法務局備付地図及び地積測量図
- (3) 土地所有者が個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は代表者の資格を証する書面及び印鑑登録証明書
- (4) 全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続がなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続関係説明図及び遺産分割協議書並びに相続人の印鑑登録証明書及び住所を証する書面
- (5) 全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所の沿革が証明できる資料
- (6) 委任状(土地所有者と申請者が異なる場合)
- (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。